

川越市週休2日制適用工事要領（建築工事）

新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

新（改正後）	旧（現行）
（趣旨） 第1条 この要領は、建設業界における技術者の離職対策や若年者が入職しやすい職場環境づくりを支援し、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の育成・確保を目指すための取組として、本市発注の建築工事において「週休2日制適用工事」（以下「<u>適用工事</u>」という。）を<u>実施</u>するために必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第2条 この要領において「<u>適用工事</u>」とは、「<u>週休2日制適用工事（現場閉所型）（以下、適用工事（現場閉所型）という。）</u>」及び「<u>週休2日制適用工事（交替制）（以下、適用工事（交替制）という。）</u>」の総称をいう。 2（略） 3 この要領において「<u>適用工事（現場閉所型）</u>」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）に取り組む方式をいう。	（趣旨） 第1条 この要領は、建設業界における技術者の離職対策や若年者が入職しやすい職場環境づくりを支援し、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の育成・確保を目指すための取組として、本市発注の建築工事において「週休2日制モデル工事」（以下「<u>モデル工事</u>」という。）を<u>試行</u>するために必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第2条 この要領において「<u>週休2日</u>」とは、契約工期のうち対象期間において、4週8休（8日／28日、28.5%）以上の現場閉所（現場休息）を行うものをいう。 2（略） 3 この要領において「<u>現場閉所</u>」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要となる作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

新（改正後）	旧（現行）
<u>(1) 週休 2 日</u> <u>ア 月単位の週休 2 日</u> <u>対象期間において、全ての月で 4 週 8 休（現場閉所（現場休息）日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が 28.5%（8 日／28 日）以上を達成したと認められる状態をいう。</u> <u>ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5% に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所（現場休息）を行っている場合に、4 週 8 休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。</u> <u>イ 通期の週休 2 日</u> <u>対象期間において、4 週 8 休（現場閉所（現場休息）率が 28.5%（8 日／28 日）以上を達成したと認められる状態をいう。</u> <u>(2) 対象期間</u> <u>契約工期のうち、現場着手日から現場完成日までの期間をいう。</u> <u>なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみの期間、工事一時中止期間、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくさ</u>	4 この要領において「<u>現場休息</u>」とは、<u>分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場作業がない状態をいう。</u>

新（改正後）	旧（現行）
<u>れる期間など）は、対象期間に含まない。</u> <u>やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を</u> <u>設定する場合は必要最小限の期間とし、原則として対象外</u> <u>とする作業と期間を設計図書に明示する。</u> <u>(3) 現場閉所</u> <u>対象期間中に現場事務所での事務作業も含めて、1日を</u> <u>通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。</u> <u>(4) 現場休息</u> <u>分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での</u> <u>の作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。</u> <u>(5) 現場閉所（現場休息）日</u> <u>対象期間中に現場閉所（現場休息）を行う日は、原則と</u> <u>して土曜日及び日曜日とする。</u> <u>ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、</u> <u>祝日を充てることもできる。</u> <u>なお、原則として現場閉所（現場休息）日は現場代理人、</u> <u>監理技術者等の休日と連動するものとする。</u> <u>(6) 現場着手日</u> <u>現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等を開</u> <u>始する日をいう。</u>	

新（改正後）	旧（現行）
(7) <u>現場完成日</u> <u>現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。</u> (8) <u>現場閉所（現場休息）率</u> <u>現場閉所（現場休息）率 = 対象期間内の現場閉所（現場休息）日数 ÷ 対象期間の日数</u> 4 この要領において「<u>適用工事（交替制）</u>」とは、対象期間において、<u>技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら4週8休以上の休日確保に取り組む方式をいう。</u> (1) <u>週休2日</u> <u>ア 月単位の週休2日</u> <u>対象期間において、全ての月で4週8休（対象者の平均休日数の割合（以下、「平均休日率」という。）が28.5%（8日／28日）以上を達成したと認められる状態をいう。</u> <u>イ 通期の週休2日</u> <u>対象期間において、4週8休（平均休日率が28.5%（8日／28日）以上を達成したと認められる状態をいう。</u> (2) <u>休日</u>	

新（改正後）	旧（現行）
<u>対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む）を24時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。</u> <u>(3) 対象者</u> <u>当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が1週間未満の場合は除く。</u> <u>(4) 対象期間</u> <u>契約工期のうち、対象者の従事期間をいう。元請企業については現場着手日から現場完成日までの期間、下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とする。</u> <u>なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事一時中止期間、発注者があらかじめ対象外とする期間は、対象期間に含まない。</u> <u>やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。</u> <u>(5) 休日率</u>	

新（改正後）	旧（現行）
<u>休日率 = 対象期間内の休日日数 ÷ 対象期間の日数</u> <u>(6) 平均休日率</u> <u>平均休日率 = 対象者の休日率の合計 ÷ 対象者数</u> <u>第3条 削除</u> <u>第4条 削除</u>	<u>（対象期間）</u> <u>第3条 モデル工事における対象期間は、契約工期のうち現場施工期間（現場施工着手日から現場施工完了日まで）とする。</u> <u>2 年末年始（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみの期間、工事一時中止期間、発注者があらかじめ設定する内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業の休止を余儀なくされる期間など）は対象期間に含み、そのうち休日（原則として土曜日及び日曜日）のみを現場閉所（現場休息）日としてカウントするものとする。</u> <u>3 現場閉所（現場休息）は、現場施工着手日から28日ごとに計画及び実績を確認するものとし、7日に満たない最終週は対象期間から除くものとする。</u> <u>（休日）</u> <u>第4条 休日は、原則として土曜日及び日曜日とするが、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日等を充てることもできる。</u>

新（改正後）	旧（現行）
（対象とする<u>適用工事</u>） 第<u>3</u>条 <u>適用工事</u>は、原則全ての工事を対象とする。 <u>ただし、次に掲げる工事のほか、適用工事（現場閉所型）及び適用工事（交替制）のいずれも困難な工事は、適用工事としないことも可能とする。</u> <u>(1) 緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事）</u> <u>(2) 対象期間が1箇月未満の工事</u> （発注方式） 第<u>4</u>条 <u>適用工事（現場閉所型）による発注を原則とするが、現場閉所（現場休息）が困難な工事については、適用工事（交</u>	<u>2 降雨、降雪、猛暑等の天候の影響による予定外の現場閉所（現場休息）日は、休日に含めることができるものとし、閉所（休息）が確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定を含め、発注者に報告するものとする。</u> <u>3 地元対応等をやむを得ず休日に作業が生じる場合には、原則として作業日の前後7日以内に振替休日を取得するものとする。</u> （対象とする<u>モデル工事</u>） 第<u>5</u>条 <u>モデル工事</u>の対象は、工事の種別、規模等を勘案し、<u>発注者が選定するものとする。ただし、次に掲げる工事は除く。</u> <u>(1) 竣工時期や作業時間に制約が大きい工事</u> <u>(2) 緊急を要する工事（災害復旧工事、応急工事等）</u> <u>(3) 単価契約方式による工事</u> <u>(4) 前各号に掲げる場合のほか週休2日の実施が困難な工事</u> （発注方式） 第<u>6</u>条 <u>モデル工事</u>の発注は次に掲げるいずれかの方式によるものとする。

新（改正後）	旧（現行）
<u>替制）とすることができる。</u> 2 <u>適用工事（交替制）として発注した場合において、受注者が適用工事（現場閉所型）を希望するときは、現場着手までに受発注者間で協議し、適用工事（現場閉所型）に変更ができるものとする。</u> 3 <u>一つの工事現場で複数の工事を分離発注する場合は、すべての工事において同一の発注方式を選択するものとする。</u> （適正な工期の確保） 第5条 公共建築工事における工期設定の基本的な考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。また、不履行時の工期末における変更手続きに要する期間を考慮するものとする。 2（略） （積算方法等） 第6条 <u>適用</u>工事は、別表に掲げる補正係数により、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正す	(1) <u>発注者指定型</u> <u>発注者がモデル工事に取り組むことを指定するもの</u> (2) <u>受注者希望型</u> <u>受注者が工事着手前に発注者に対してモデル工事に取り組む旨を協議したうえで取り組むもの</u> 2 <u>一つの工事現場で複数の工事を分離発注する場合は、すべての工事において同一の発注方式を選択するものとする。</u> （適正な工期の確保） 第7条 公共建築工事における工期設定の基本的な考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。また、不履行時の工期末における変更手続きに要する期間を考慮するものとする。 2（略） （積算方法等） 第8条 <u>モデル</u>工事は、別表に掲げる<u>現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数</u>により、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の

新（改正後）	旧（現行）
る。（市場単価及び物価資料の掲載価格の補正率は、令和<u>6</u>年<u>3</u>月<u>22</u>日付け国営積第<u>13</u>号、大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長通知を準用する。）ただし、見積り単価を除く。 2 <u>適用工事は、別表に掲げる月単位の週休2日を達成した場合の補正係数により労務費を補正し、工事費を積算して予定価格を作成する。</u> <u>なお、現場閉所（現場休息）率又は平均休日率の達成状況を確認後、月単位の週休2日に満たない場合は、請負代金額の補正係数を通期の週休2日に変更するものとし、通期の週休2日に満たない場合は、補正係数を除した変更を行うものとする。</u> 3 削除 4 削除 （実施方法）	掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。（市場単価及び物価資料の掲載価格の補正率は、令和<u>2</u>年<u>6</u>月<u>23</u>日付け国営積第<u>4</u>号、大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長通知を準用する。）ただし、見積り単価を除く。 2 <u>モデル工事は、4週8休以上を前提に、別表に掲げる①に該当する補正係数により労務費を補正し、工事費を積算して予定価格を作成する。</u> 3 <u>発注者指定型においては、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。</u> 4 <u>受注者希望型においては、現場閉所（現場休息）の状況を確認後、4週8休に満たないものはその達成状況に応じて、労務費の補正係数を変更して工事費を積算し、請負代金額を変更する。なお、工事着手前にモデル工事に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者がモデル工事の取り組みを希望しないものを含む。）については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。</u> （実施方法）

新（改正後）	旧（現行）
第7条 発注者は、<u>適用</u>工事の発注に当たっては、別記「入札公告等、特記仕様書への「週休2日制<u>適用</u>工事」である旨の明示」に基づき入札公告等に明示する。 2 <u>受注者は、週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。なお、分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整する。</u> 3 受注者は、<u>適用</u>工事である旨を公衆の見やすい場所に明示する。記載内容は次の記載例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。 ＜記載例＞ 週休2日制<u>適用</u>工事 この工事は、建設産業の就労環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む工事です。 工事名 ○○○○工事 発注者 川越市 受注者 ○○○建設(株)	第9条 発注者は、<u>モデル</u>工事の発注に当たっては、別記「入札公告等、特記仕様書への「週休2日制<u>モデル</u>工事」である旨の明示」に基づき入札公告等に明示する。 2 <u>受注者希望型の場合、受注者は、契約後速やかにモデル工事の実施の意向について、発注者と協議を行い、週休2日制モデル工事実施届（様式第1号）を提出する。</u> 3 <u>モデル工事の実施は、次のとおりとする。</u> (1) <u>現場施工着手前</u> ア <u>受注者は、週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。</u> イ <u>受注者は、現場施工着手日から28日分の休日取得計画書（様式第2号）を提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。</u> ウ 受注者は、<u>モデル</u>工事である旨を公衆の見やすい場所に明示する。記載内容は次の記載例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

新（改正後）	旧（現行）
(2) 削除	<記載例> 週休2日制モデル工事 この工事は、建設産業の就労環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む<u>モデル工事</u>です。 工事名 ○○○○工事 発注者 川越市 受注者 ○○○建設㈱ (2) 現場施工期間中 ア <u>受注者は、翌28日分の休日取得計画書を当該休日取得計画書の初日となる日の7日前までに提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。</u> イ <u>前号イの規定又はアの規定により提出した休日取得計画書の計画期間終了後7日以内に、休日取得実績書（様式第3号）を提出するとともに、現場閉所（現場休息）を確認できる資料（作業日報等）を提示し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。</u> ウ <u>天候の影響や地元対応等により、休日の振替を行う場合は、原則として、事前に工事記録を提出し、発注者の承認</u>

新（改正後）	旧（現行）
(3) 削除	<u>を受けるものとする。ただし、天候の急変や緊急工事など急を要する場合は、事後報告でも可とする。</u> <u>エ 発注者は、休日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等には、川越市ワンデーレスポンス実施要領（平成２８年４月１日施行）に基づく円滑な実施に努める。</u> <u>オ 受注者は、週休２日の確保について、下請負人を指導する。</u> <u>カ 発注者は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。</u> <u>キ 現場着手後、やむを得ずモデル工事の取り組みができなくなった場合は、発注者と協議のうえ、週休２日制モデル工事実施届を提出し、モデル工事の対象外とすることができる。</u> (3) 現場施工完了後 <u>ア 受注者は、工事完成予定日の２１日前までに、対象期間全ての休日取得実績書を提出するとともに、現場閉所（現</u>

新（改正後）	旧（現行）
<u>4 対象期間中は、以下のとおり対応するものとする。</u> <u>(1) 適用工事（現場閉所型）</u> <u>ア 受注者は、現場閉所（現場休息）を行う場合は、事前に現場閉所（現場休息）を行う旨を発注者に報告する。ただし、以下に該当する場合は、報告不要とする。</u> <u>（ア） 施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合</u> <u>（イ） 週間工程会議等により監督員が事前に把握している場合</u> <u>（ウ） 官公庁の休日の場合</u> <u>なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所（現場休息）</u>	<u>場休息を確認できる資料（作業日報等）を提示し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。</u> <u>イ 受注者は、工事完成予定日の21日前までに現場施工完了していない場合は、アに規定する提出日から現場施工完了日までの休日取得については、見込みで提出する。また、変更があった場合は、その都度速やかに再提出し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。</u> <u>ウ 発注者は、現場閉所の達成状況に応じて、前条に定める経費について必要となる契約変更を行う。</u>

新（改正後）	旧（現行）
<u>を行う場合については、確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含め、発注者に報告するものとする。</u> <u>イ 発注者は、休日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等には、川越市ワンデーレスポンス実施要領（平成２８年４月１日施行）に基づく円滑な実施に努める。</u> <u>ウ 受注者は、週休２日の確保について、下請負人を指導する。</u> <u>(2) 適用工事（交替制）</u> <u>ア 受注者は、毎月末に当月分の「休日確保状況チェックリスト（様式第２号）」を発注者に提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、休日確保状況について発注者の確認を受ける。</u> <u>イ 受注者は、週休２日の確保について、下請負人を指導する。</u> <u>５ 現場完成時には、以下のとおり対応するものとする。</u> <u>(1) 受注者は、工事完成予定日の２１日前までに、適用工事（現場閉所型）においては「現場閉所実績報告書（様式第１号）」を、適用工事（交替制）においては最終月の「休日確保状況チェックリスト（様式第２号）」及び「休日確保実</u>	

新（改正後）	旧（現行）
<u>績報告書（様式第3号）」を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、現場閉所（現場休息）率又は平均休日率の達成状況について発注者の確認を受ける。ただし、発注者は、必要に応じて工事完成予定日の21日前よりも以前の提出期日を定めることができる。</u> <u>(2) 受注者は、工事完成予定日の21日前までに現場が完成していない場合は、(1)に規定する提出日から現場完成日までの現場閉所（現場休息）率又は平均休日率については、見込みで提出する。また、変更があった場合は、その都度速やかに再提出し、現場閉所（現場休息）率又は平均休日率について発注者の確認を受ける。</u> <u>(3) 発注者は、現場閉所（現場休息）率又は平均休日率の達成状況に応じて、前条に定める経費について必要となる契約変更を行う。</u> （工事成績評定） 第8条 <u>工事成績評定における加点は行わない。また、履行できなかった場合においても、減点しないものとする。</u>	（工事成績評定） 第10条 <u>発注者は、受注者の現場閉所（現場休息）の履行実績に応じ、工事成績評定にある「2 施工状況 II 工程管理」及び「5 創意工夫 I 創意工夫」で評価する。</u> <u>2 4週8休以上の現場閉所（現場休息）が確認された場合、「5</u>

新（改正後）	旧（現行）
<u>第11条 削除</u> （その他） 第9条 その他必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。 ただし、本要領の施行日以前に公告した工事及び契約済みの工事においても、受発注者間の協議により適用することができる。 <u>附 則</u> <u>この要領は、令和6年11月1日から施行する。</u>	<u>創意工夫 I 創意工夫」での加点評価は1とする。ただし、履行できなかった場合においても、減点しないものとする。</u> <u>（アンケート調査）</u> <u>第11条 受注者は、工事完成日の翌日から14日以内に、別に定めるアンケート調査に回答するものとし、下請負人にも回答するよう指示するものとする。</u> （その他） 第12条 その他必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。 ただし、本要領の施行日以前に公告した工事及び契約済みの工事においても、受発注者間の協議により適用することができる。

新（改正後）			旧（現行）	
別表（第 <u>6</u> 条関係）			別表（第 <u>8</u> 条関係）	
経 費	月単位の週休2日	通期の週休2日	現場閉所日の状況	補正係数
労務費	<u>1. 0 4</u>	<u>1. 0 2</u>	①4週8休以上 (現場閉所率：28.5%以上)	<u>1. 0 5</u>
			②4週7休以上4週8休未満 (現場閉所率：25.0%以上 28.5%未満)	<u>1. 0 3</u>
			③4週6休以上4週7休未満 (現場閉所率：21.4%以上 25.0%未満)	<u>1. 0 1</u>
別記「入札公告等、特記仕様書への「週休2日制 <u>適用</u> 工事」である旨の明示」			別記「入札公告等、特記仕様書への「週休2日制 <u>モデル</u> 工事」である旨の明示」	
<入札公告>			<入札公告>	
1 入札対象工事 (5)その他 本工事は「週休2日制 <u>適用</u> 工事（※）」の対象工事である。			1 入札対象工事 (5)その他 本工事は「週休2日制 <u>モデル</u> 工事（※型）」の <u>試行</u> 対象工事である。	

新（改正後）	旧（現行）
<特記仕様書> ・週休２日制<u>適用</u>工事 本工事は「週休２日制<u>適用</u>工事（※）」の対象工事である。実施は、川越市週休２日制<u>適用</u>工事要領（建築工事）（令和〇〇年〇〇月〇〇日施行）によるものとする。要領は、川越市総務部技術管理課ホームページで確認のこと。 川越市総務部技術管理課ホームページ https://www.city.kawagoe.saitama.jp/sangyo/nyusatsu/1011724/1011747.html ※発注方式により、「<u>現場閉所型</u>」もしくは「<u>交替制</u>」を記入。	<特記仕様書> ・週休２日制<u>モデル</u>工事 本工事は「週休２日制<u>モデル</u>工事（※型）」の<u>試行</u>対象工事である。<u>試行</u>の実施は、川越市週休２日制<u>モデル</u>工事<u>試行</u>要領（建築工事）（令和〇〇年〇〇月〇〇日施行）によるものとする。<u>試行</u>要領は、川越市総務部技術管理課ホームページで確認のこと。 川越市総務部技術管理課ホームページ https://www.city.kawagoe.saitama.jp/shisei/kakukanogonannai/somubu/gijutsukanri.html ※発注方式により、「<u>発注者指定</u>」もしくは「<u>受注者希望</u>」を記入。